

平成30年分年末調整での注意点 配偶者（特別）控除

今年も年末調整の準備の時期となりました。皆様の企業にも税務署から年末調整用の書類が届いたと思いますが、書類をご覧になって少々驚いた方もおられたと思います。

従来、役職員の皆様(以下「本人」といいます)に書いていただく書類は「扶」「配・保」の2種類でしたが、今回から「扶」「配」「保」の3種類となりました。「配」(名称は「配偶者控除等申告書」)の用紙は一見わかりにくいですが、目的と見方が分かれば心配することはありません。

1 「配偶者控除等申告書」の作成目的

毎月の給与計算は、配偶者控除 38 万円の「ある・なし」だけの「仮」計算ですが、今年から
(1)「配偶者控除額」が 13 万円～48 万円に細分化された

(2)「配偶者特別控除額」1万円～38 万円が適用できる配偶者の所得の範囲が広がった

と改正されました。本人の所得と、配偶者の所得の組み合わせ(マトリックス)で、平成 30 年の配偶者控除額又は特別控除額を判定するのが目的です。このため1枚分のスペースを使うことになりました。



2 「配偶者控除等申告書」の作成の仕方

「本人」には、下の図の赤で囲ったところで該当するものを書いてもらいます。実際には給与収入のみの方も多いと思われ、書く箇所はそう多くはないと思われ。

配偶者の控除等申告書

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
給与所得(1)			
事業所得(2)			
雑所得(3)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)			
雑所得(7)			
(1)～(7)の合計額			

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
給与所得(1)			
事業所得(2)			
雑所得(3)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)			
雑所得(7)			
(1)～(7)の合計額			

(1)まず、本人(書類上は「あなた」となっている)の「所得見込額」の計算のため、上の表のうち左側の四角で囲った欄に収入見込額を記載します。次に給与以外の収入があれば、経費見込額も記載します。その結果で、本人の合計所得見込額が3段階のどれに該当するかがわかります。

(A) 900 万円以下、(B) 900 超～950 万円以下、(C) 950 超～1000 万円以下 ⇒ 区分Ⅰの判定へ

(2)次に配偶者の「所得見込額」算出用に、上の表のうち右側の四角で囲った欄に収入見込額を記載します。給与以外の収入があれば、経費見込額も記入していただきます。

その結果、配偶者の合計所得見込額が、4段階のいずれに該当するかを判定します。

① 38 万円以下の 70 歳以上の方、②同 70 歳未満の方、

③38 万円超～85 万円以下、④85 万円超～123 万円以下 ⇒ 区分Ⅱの判定へ

この区分Ⅰ、区分Ⅱの組み合わせで、配偶者控除額が決まります。しかし年末調整は「所得見込額」に基づくものなので、もし実際所得額が見込みと違って控除額が異なる場合は、確定申告で対応となります。



@ 11 月の予定

11/12・10月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限

11/30・9月決算法人の確定申告
・12,3,6月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

